

大津市環境基本計画(第3次)の 中間見直しについて

令和7年11月

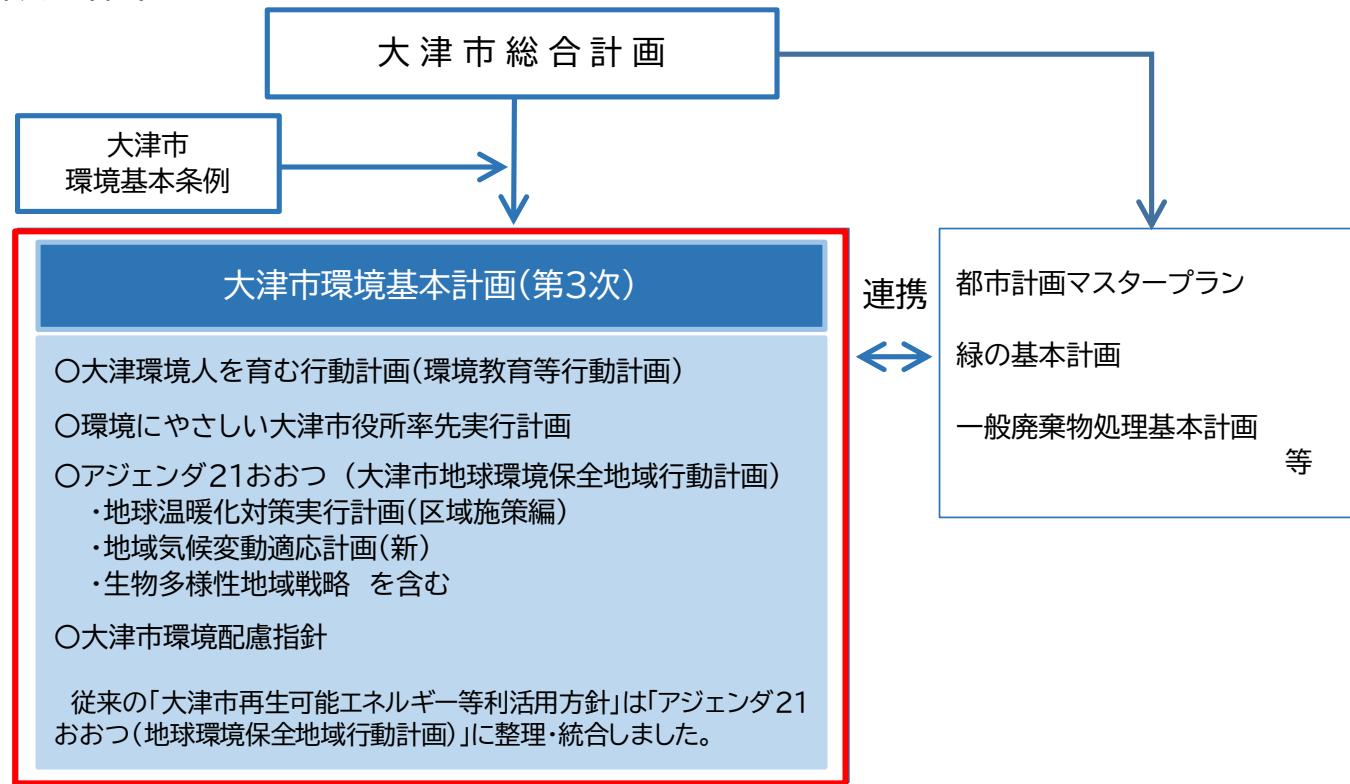
環境部 環境政策課

●計画の位置づけと中間見直しについて

大津市環境基本計画（第3次）（以下「本計画」という。）は、市の最上位計画である「大津市総合計画」と整合を図りつつ、都市計画マスタープラン等の関連計画と連携して推進する本市における環境分野の長期的（令和4年度から令和12年度の9年間）な全体計画である。

本計画は、環境分野の個別計画である「大津環境人を育む行動計画」、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」、「アジェンダ21おおつ(大津市地球環境保全地域行動計画)」、「大津市環境配慮指針」等を含むもので、本計画の策定後5年が経過し、環境施策を取り巻く情勢も変化しており、これら環境変化や計画の進捗状況、市民ニーズを反映し、より実効性のある令和12年までの計画とするため見直しを行う。

関連計画及び体系



●大津市環境基本計画（第3次）の構成

本編

目指す環境像

かんきょううびと
環境人の輪で守る、育てる、繋げる湖都 大津
こと
～持続可能な未来のために～

【第1章～第5章】

【基本目標1：協働】

環境問題に関心がある人が多いまちを目指します。

【基本目標2：生物多様性】

人と豊かな自然環境が共生できているまちを目指します。

【基本目標3：循環】

ごみの発生が抑制され、資源が循環しているまちを目指します。

【基本目標4：脱炭素】

脱炭素に向け、温室効果ガス排出量が削減されているまちを目指します。

【基本目標5：健全】

健康で快適に暮らすことができるまちを目指します。

施策1 環境人の育成

施策2 環境保全型行政の推進

施策3 豊かな自然の保全と創造

施策4 人と自然の豊かなふれあいの確保

施策5 資源循環の推進

→「一般廃棄物処理基本計画」

施策6 廃棄物の適正処理の推進

施策7 低炭素型のエネルギー利用の推進

施策8 環境負荷の少ない都市基盤の整備

施策9 気候変動による影響の低減

施策10 生活環境の保全

施策11 快適環境の保全と創造

→ 水質汚濁防止法等の各種法令、条例、協定等に準拠して計画的に実施

実行計画編

【第6章】

大津環境人を育む行動計画（環境教育等行動計画）

健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済活動を進めながら持続的に発展することができる社会を目指した環境教育の推進のための基本的な方向を示したものである。

【第7章】

環境にやさしい大津市役所率先実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編））

市役所の事務及び事業の実施にあたり、脱炭素社会及び循環型社会の形成に向け、率先して取り組み、模範となることを目的として策定するものである。

【第8章】

アジェンダ21 おおつ (大津市地球環境保全地域行動計画)

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・地域気候変動適応計画
- ・生物多様性地域戦略 を含む

市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じて地球環境保全を推進するための行動計画、重点的に取り組む地球環境問題として、気候変動の緩和及び適応と生物多様性を取り上げている。

【第9章】

大津市環境配慮指針

市民、事業者が、環境に配慮した日常生活や事業活動が営めるように、具体的な行動指針としてまとめたものである。

●主な実行計画別の状況の変化と中間見直しの方向性

● 大津環境人を育む行動計画（環境教育等行動計画）

【策定根拠】	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条
【概要】	大津環境人を育む基本方針（平成20（2008）年1月）に基づき、「環境人」の育成を目指し、多様な立場・年齢の市民を対象にあらゆる場面において環境教育を進めるとともに、パートナーシップを構築し、環境基本計画及び関連する環境関連計画における施策展開を下支えするものである。
【状況変化】	<p>(1) 国・県の動き</p> <ul style="list-style-type: none">・環境教育等促進法に基づく基本的な方針の変更（直近2024年5月14日） 多様な主体同士の協働等による学び、ICTを活用した学びの実践の重要性の追加・滋賀県「第五次滋賀県環境学習推進計画」策定作業着手（2026年3月策定予定） ①学習の指導者育成、②中間支援機能の充実・強化、③情報の積極的な発信の重点化 <p>(2) 市の動き</p> <ul style="list-style-type: none">・総合計画第3期実行計画（2025年3月）・環境人育成推進懇話会の設置 ・河川愛護団体連合会から河川愛護登録団体への移行 <p>(3) 社会状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none">・2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革の進展・ICTの利活用の進展、及び学びの可能性の拡大・3Rからサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行・自然共生サイトの認定（2023年度、市内2か所）
【見直しの方向性】	<ul style="list-style-type: none">・カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みの加速やICTの進展などにより、環境教育を取り巻く環境は変化しており、最近改定された（あるいは改定が予定されている）国・県の方針や計画ではこれらのことことが盛り込まれている。これら状況の変化は、本市の現計画の施策体系や目標達成に向けた方向性として既に示しているところである。・現計画に位置づけられる事業は、個別には若干の課題があるものもあるが、概ね順調に進捗している。その一方で、指標の一部に達成が厳しい状況がみられる。また、目標達成に向けた取組（事業）は、個別には新たな事業や終了する見込みのものが出てきている。・以上の点を踏まえ、現計画内容との整合性を確認し、必要に応じて計画内容の見直しを検討する。

● 環境にやさしい大津市役所率先実行計画

【策定根拠】	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項
【概要】	本市の事務及び事業の実施にあたり、省エネルギーの推進やごみの減量等に取り組むことにより、温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素社会及び循環型社会の形成に寄与するとともに、市役所が一事業者として他の事業者に率先して主体的に取り組み、模範となることを目指す計画である。
【状況変化】	<p>(1) 国の動き</p> <ul style="list-style-type: none">・地球温暖化対策計画改定（直近2025年2月18日） 我が国の2035年度、2040年度の温室効果ガス（GHG）排出削減目標を追加・政府実行計画（政府の事務・事業に関するGHGの排出の削減等のための措置）の見直し (直近2025年2月18日) 政府全体の2035年度、2040年度のGHG排出削減目標を追加 太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化、LED化等の具体的数値目標を設定 <p>・エネルギー基本計画改定（2025年2月18日） 2040年に向け、再生可能エネルギーの主力電源としての最大限導入</p> <p>(2) 市の動き</p> <ul style="list-style-type: none">・「ゼロカーボンシティ」宣言（2022年3月25日） 2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指した取組の推進・総合計画第3期実行計画（2025年3月）・本計画の一部見直し（2023年4月1日） 2030年度のGHG総排出量の目標値を引き上げ・大津市庁舎整備基本計画（2025年8月） <p>(3) 社会状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光普及・価格低下、電気自動車（EV）の普及、電力排出係数の変動
【見直しの方向性】	<ul style="list-style-type: none">・現在の目標を達成するためには更なる取り組みを必要とする一方で、国からは具体的な措置の内容について政府実行計画に準じて設定することが示されている。・現在の率先実行計画では、取組み内容の方針等を示しているが、2030年度までの目標達成を確実なものとするため、政府実行計画に示されるより具体的な取組の反映（次ページ参照）や最新の社会状況の変化に対応したものとすることを検討する。

※補足 「政府実行計画」の取組内容と「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」

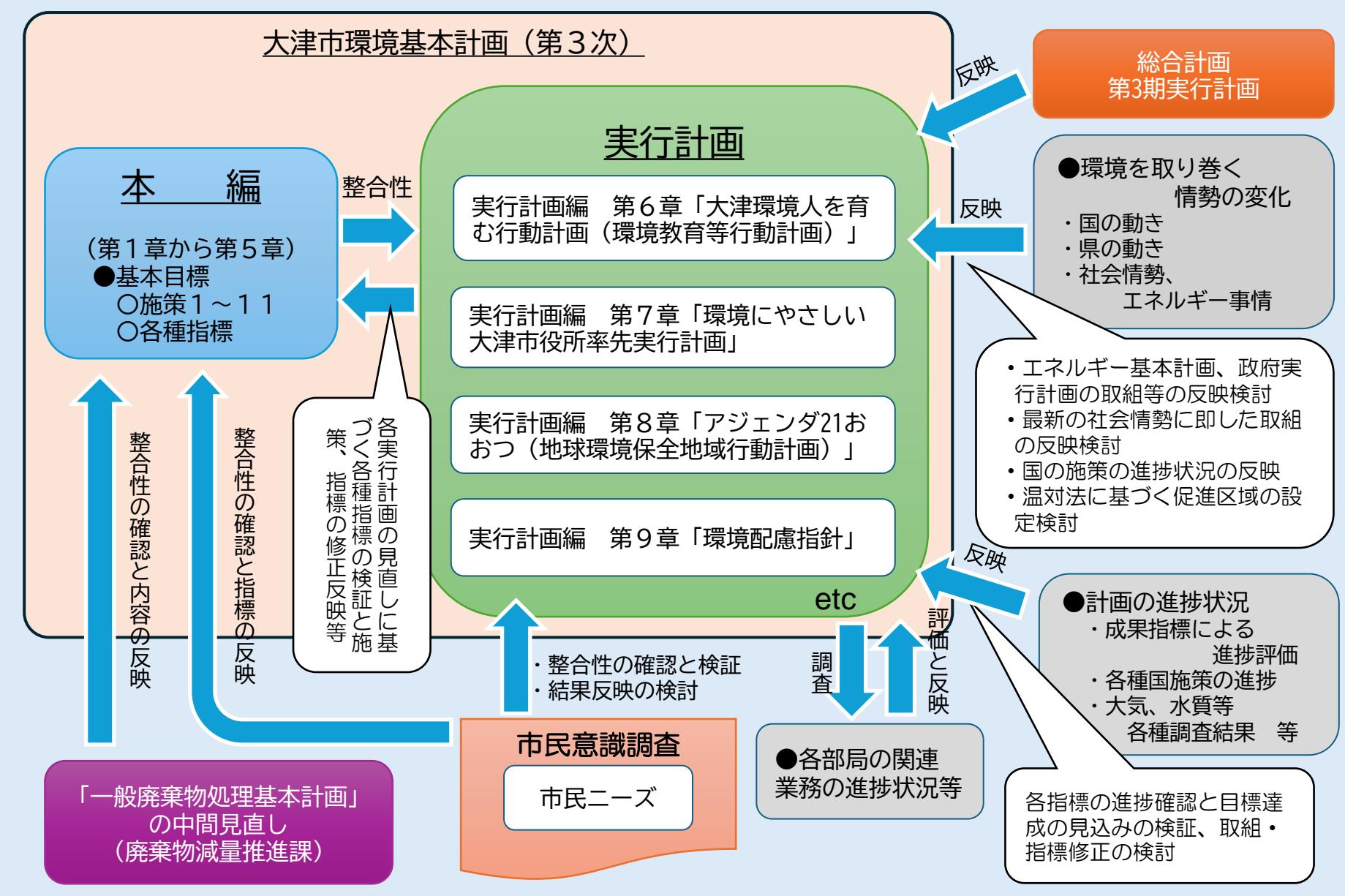
【比較表】

	環境にやさしい 大津市役所率先実行計画	本市の現状 (令和6年度実績)	政府実行計画
太陽光 発電	「市有施設における太陽光発電システムの整備方針」に基づき、推進をする。（方針のみ）	現在設置中の太陽光発電 19施設、239.45kW 設置可能な建築物(R5可能性調査) 150施設(13,849kW) 遊休地7か所に3,535kW設置可能	設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
公用車 (電動車)	公用車へのEV導入等の導入を進める。また、公用車の更新時には、次世代自動車の積極的な導入と優先的利用に努める。（方針のみ）	公用車保有台数：487台（バイク除く）うちEV車2台	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。
新築 建築物	エネルギーの効率的な利用を検討するとともに、ESCO事業を活用したLEDなどの省エネ機器の積極的導入及び市有施設のZEB化の推進を図る。（方針のみ）	ZEB化の検討はしているが、実施はなし	今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。
LED 照明		市有施設のLED化実施中（基本的に全てLED化・R5～R12）	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再エネ 電力調達	電気の使用量を前年度比1%削減するとともに最大限の省エネ化を図った上、再生可能エネルギー由来の電力の導入を推進する。（数值目標の設定なし）	電力使用量：64,175MWh (うち再エネ電力：3,530MWh) 電気料：1,701,855千円 (平均単価：26.4円/KWh、 再エネ電力：+1.8円/KWh)	2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

● アジェンダ21 おおつ（大津市地球環境保全地域行動計画）
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画、生物多様性地域戦略

【策定根拠】	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市環境基本条例第17条 ・気候変動適応法第12条 ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項 ・生物多様性基本法第13条第1項
【概要】	<p>市民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じて地球環境保全を推進するための行動計画である。この計画は、以下に示す分野別計画を内包している。</p> <p>■地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 市域全体における省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等による地球温暖化対策推進に関する計画を定めている。</p> <p>■地域気候変動適応計画 本市における気候変動の影響を評価し、その影響を軽減するための計画を定めている。</p> <p>■生物多様性地域戦略 本市における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する計画を定めている。</p>
【状況変化】	<p>(1) 国の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画 改定（2025年2月18日） ・エネルギー基本計画 改定（2025年2月18日） ・地球温暖化の推進に関する法律 改正（2025年4月1日施行） ・気候変動適応法 改正（2024年4月1日施行） ・環境教育等促進法に基づく基本的な方針の変更（2024年5月14日閣議決定） ・滋賀県「第五次滋賀県環境学習推進計画」策定作業着手（2026年3月策定予定） <p>(2) 市の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロカーボンシティ」宣言（2022年3月25日） ・総合計画第3期実行計画（2025年3月） ・ごみ焼却施設における発電 ・公用車におけるEV車の導入 ・省エネ家電補助の実施 ・大津こども環境探偵団活動の推進 ・身近な生きもの市民調査の実施 <p>(3) 社会状況の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域脱炭素2.0への移行 ・電源構成における再エネの割合を増加させる国の方針の提示 ・ペロブスカイト太陽電池の事業化開始
【見直しの 方向性】	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の目標である温室効果ガス46%削減（2013年度比）は、直近の実績を基に評価したところ、計画策定時の施策の実行のみで達成が見込まれるが、国が示す野心的な目標である50%削減には更なる施策の取組みが必要となる。また、滋賀県では独自目標として50%削減を目標としている。 ・これまでの実績と、国及び滋賀県の地球温暖化対策の目標や社会状況の変化を踏まえて、目標値も含めた取組の最新化を検討する。

●各実行計画と本編の見直しのイメージ



●中間見直しスケジュール

